

## のと里山空港開港20周年記念式典・イベント開催実施業務委託仕様書

### 1. 業務名

---

のと里山空港開港20周年記念式典・イベント開催実施業務委託

### 2. 20周年を迎える「のと里山空港」について

---

のと里山空港は、高速交通ネットワークの空白地域にあり、過疎化が進みつつある能登地域にあって、地域浮揚の起爆剤として熱い期待を集め、平成15年7月に開港した。開港にあたっては、複数便を確保して空港利用の利便性を高めるため、全国初の搭乗率保証制度を導入し、羽田便1日2往復体制を実現させた。その後、県・市町・地域の住民が一体となって空港利用促進に取り組み、東日本大震災の影響により適用除外となった開港8年目、新型コロナウイルス感染症の影響により適用除外となった17～19年目を除いて、目標搭乗率を達成してきた。のと里山空港は、能登を訪れる人々を増やし、地域の活性化を担ってきた。

また、航空学園や企業の立地、ターミナルビルへの行政庁舎の合築、道の駅の指定、各種イベントの開催(賑わい創出事業)等、空港活用促進により、のと里山空港は、単に交通拠点のみならず、地域振興の拠点という重要な役割を担ってきた。

### 3. 業務内容

---

#### (1) 式典

- ① 開催日  
令和5年7月8日(土) 11:00～12:30
- ② 会場  
日本航空学園体育館(輪島市三井町洲衛9部27番地6)
- ③ 基本的な実施事項
  - ア オープニング(のと里山空港20年間の記念映像上映)
  - イ 主催者挨拶
  - ウ 来賓挨拶
  - エ 鏡開き
  - オ 乾杯
  - カ 歓談(ステージアトラクション等) ※ 軽食あり
- ④ 想定する参加者  
関係者300～400人程度  
(行政機関、商工会、地域の空港関係者等を想定)

〈企画提案項目〉

項 目	記 載 内 容
1 式典内容	<p>記念式典の実施計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 一過性の企画ではなく、能登地域の振興、空港利用及び気運醸成の契機となるよう、式典の内容や進行を工夫すること。</li> <li>● ステージアトラクション等は、内容、出演者の候補及び実施効果等を具体的に企画提案すること。</li> <li>● この企画提案の対象は、下記を除いて、式典の計画、準備、実施、運営管理及び報告書の作成に係る一切とし、司会者に要する費用も含む。 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 招待客の選定及び案内状の送付</li> <li>▶ 挨拶、鏡開き、乾杯を行う者の選定及びその依頼</li> </ul> </li> </ul>
2 記念映像制作内容	<p>記念映像(のと里山空港20年間の歩み)の制作内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● のと里山空港の20年間の成果を再確認できる内容とすること。</li> <li>● 県民の「マイ空港」意識を高揚させる内容とすること。</li> <li>● 記念映像の制作に係るコンテンツは、原則として、委託者から提供しない。</li> <li>● 記念映像の制作によって生じる全ての著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条に定める全ての権利を含む。以下同じ。)は、委託者に属するものとする。</li> <li>● 受託者は、著作者人格権を行使できないものとする。</li> <li>● この企画提案の対象は、記念映像制作の計画、準備、制作、運営管理及び報告書の作成に係る一切とする。</li> </ul>
3 会場設営	<p>(1)会場の装飾・演出及びゾーニング計画  (2)会場内・会場周辺の動線計画及びサイン計画  (3)能登特産品を含めた軽食の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 式典を盛り上げていくよう会場設営を工夫すること。</li> <li>● 式典と歓談(軽食あり)は併せて実施すること(円卓に着席することを想定)。</li> <li>● 会場の使用条件等に合致した内容とすること。</li> <li>● 使用後、会場及び会場周辺は原状回復すること(清掃・廃棄物処理を含む。)</li> <li>● この企画提案の対象は、下記を除いて、会場設営の計画、準備、実施、運営管理及び報告書の作成に係る一切とし、軽食に係る食事等の費用も含む。 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 会場の予約(確認事項に係る会場との調整除く。)</li> </ul> </li> </ul>

## (2) イベント

- ① 開催期間  
令和5年7月8日(土)、9日(日)
- ② 会場  
ア 能登空港ビル、  
能登空港駐車場等(石川県輪島市三井町洲衛10部11番1)  
イ 日本航空学園敷地内(石川県輪島市三井町洲衛9部27番地7)
- ③ 基本的な実施事項  
ア 能登の食・物産販売  
イ ゲーム・アトラクション・ステージショー  
ウ ANAと連携した出展  
エ 地元自治体と連携した出展  
オ 記念展示(のと里山空港20年間の歩み)  
カ その他効果的な企画
- ④ 想定する来場者  
県民・観光客等

### 〈企画提案項目〉

項目	記載内容
1 イベント 内容	(1)能登の食・物販販売の実施計画 ● 出店の内容、出店者の候補、出展効果及び運営計画等を具体的に企画提案すること。 (2)ゲーム・アトラクション・ステージショーの実施計画 ● ゲーム等の内容、出演者の候補、実施効果及び運営計画等を具体的に企画提案すること。 ● 子どもが楽しめる内容や、能登の魅力ある地域資源を活用した内容とすること。 (3)ANAと連携した出展の実施計画 ● ANAと連携した出展の内容、出展効果及び運営計画等を具体的に企画提案すること。 (4)地元自治体の実施計画 ● 地元自治体と連携した出展の内容、出展効果及び運営計画等を具体的に企画提案すること (5)記念展示の実施計画 ● 展示内容、訴求効果及び運営計画等を企画提案すること。 ● のと里山空港の20年間の成果を再確認できる内容とす

	<p>ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 県民の「マイ空港」意識を高揚させる内容とすること。</li> <li>● 展示物の制作に係るコンテンツは、原則として、委託者から提供しない。</li> <li>● 展示物の制作によって生じる全ての著作権は、委託者に属するものとする。</li> <li>● 受託者は、著作者人格権を行使できないものとする。</li> </ul> <p>[共通]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 一過性の企画ではなく、能登地域の振興、空港利用及び観光誘客促進の契機となるよう工夫すること。</li> <li>● 出店等(イベントの出店・出展・出演)の誘致は受託者が行うものとし、委託者は出店等に要する費用は負担しない。</li> <li>● この企画提案の対象は、以下を除いて、イベントの計画、準備、実施、運営管理及び報告書の作成に係る一切とする。</li> </ul> <p>▶ ANA の出展に係る調整</p>
2 会場設営	<p>(1)会場の装飾・演出及びゾーニング計画 (雨天等の天候対策含む)</p> <p>(2)会場内・会場周辺の動線計画及びサイン計画</p> <p>(3)安全管理計画(救護、迷子案内、警備等)</p> <p>(4)清掃・廃棄物処理計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● イベント会場が個別のイベントの寄せ集め状態とならないようストーリー性や目的のあるものとし、来場者が楽しく回遊できるものとする。</li> <li>● 来場者、特に高齢者や障害者等が快適に参加できるよう、休憩スペースやユニバーサルデザイン等に配慮すること。</li> <li>● 環境対策(CO<sub>2</sub>削減、エコ、環境教育等)に配慮すること。</li> <li>● 来場者数を適切に試算し、必要十分な駐車場のスペースを確保すること。</li> <li>● 会場の使用条件等に合致した内容とすること。</li> <li>● 使用后、会場及び会場周辺は原状回復すること(清掃・廃棄物処理を含む。)</li> <li>● この企画提案の対象は、下記を除いて、会場設営の計画、準備、実施、運営管理及び報告書の作成に係る一切とする。</li> </ul> <p>▶ 会場の予約(確認事項に係る会場との調整除く。)</p>

### (3) 広報

① 実施期間

令和5年6月から7月を想定

② 基本的な方向性及び対象(実施地域)

メディア(テレビ、新聞、雑誌等)を活用して、のと里山空港20年間の成果を再確認するとともに、県民の「マイ空港」意識を高揚させる。[対象：県内]

例 テレビ、新聞、雑誌等において、パブリシティを実施する。  
チラシ、ポスター、のぼり旗を作成して、配布する。 等

#### 〈企画提案項目〉

項目	記載内容
1 広報内容	「コンセプト」及び「基本的な方向性」に基づくメッセージ発信計画 <ul style="list-style-type: none"><li>● メディア媒体、実施地域、配布先(チラシやポスター等)、実施時期、演出、実施効果及び運営管理等を具体的に企画提案すること。</li><li>● 空港利用及び観光誘客を促進するためのグッズも作成することとし、その内容、作成数、グッズ配布の効果等を具体的に企画提案すること。</li><li>● チラシやポスター、グッズ等の制作に係るコンテンツは、原則として、委託者から提供しない。</li><li>● チラシやポスター、グッズ等の制作によって生じる全ての著作権は、委託者に属するものとする。</li><li>● 受託者は、著作者人格権を行使できないものとする。</li><li>● この企画提案の対象は、広報の計画、準備、実施、運営管理及び報告書の作成に係る一切とする。</li></ul>

#### 4. 報告書の作成

委託業務報告書を、主催者と協議の上、作成すること。

#### 5. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権等の一切の権利(以下、「著作権等」という。)は、協議会が保有するものとする。但し、成果物の作成時において請負者又は第三者が著作権等を有する著作物等(以下、「既存著作物」という。)が含まれて

いる場合、当該既存著作物の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。

- (2) 納入される成果物に既存著作物が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

## **6. 情報セキュリティの確保**

---

請負者は、別記「石川県情報調達共通特記仕様書」及び下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、主催者から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。また、請負業務において請負者が作成する情報については、主催者からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (2) 請負者は、主催者から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。また、請負業務において請負者が作成した情報についても、主催者からの指示に応じて適切に廃棄すること。

## **7. 委託費用の支払い**

---

本事業完了確認後に支払うものとする。ただし、実施状況に応じて、実行委員会との協議により、契約金の一部を前払いで支払うことができるものとする。

## **8. その他共通留意事項**

---

- (1) 協議会は、業務実施過程において本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、必要に応じて双方合意の上変更することができるものとする。
- (2) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに協議会に報告・協議を行うこと。
- (3) 業務実施に当たっては、業務に精通し、全体の掌握・監督を行う責任者を配置するとともに、協議会と逐次協議を行い、委託業務を進めること。
- (4) 委託業務の全部を一括して再委託することができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について、協議会と協議の上、業務の一部を再委託することができる。また、委託業務の一部を再委託しようとする場合は、再委託先を県内に本店、支店、または営

業所がある者とすることに努めること。

- (5) 受託者が本仕様書に違反して回復の見込みがないとき、又は業務を完了する見込みがないときは、協議会は契約を解除して損害の賠償を請求することができる。
- (6) 本業務の校正は、回数の制限を設けずに実施し、協議会と協議により業務を進めること。
- (7) 新型コロナウイルス感染症の影響等により、計画に変更が生じた場合又は本仕様書に明記のない事項について双方協議の上、決定することとする。